



茨城県報 第836号

平成9年3月10日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 青少年に有益な興行の推奨(女性青少年課)..... 2
- 第二種大規模小売店舗に関する公示(2件)(商業流通課)..... 2
- 保安林の指定の解除(林業課)..... 2
- 土地収用法による事業の認定(用地課)..... 3
- 道路の区域の変更(8件)(道路維持課)..... 3
- 道路の供用の開始(4件)(")..... 8
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)(ダム砂防課)..... 9
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市整備課).....10
- 事業計画の変更の認可(下水道課).....11
- 土地改良区役員の就退任(土地改良事務所).....11
- 土地改良事業の適当決定(").....13
- 土地改良事業の認可(").....13

(公 安 委 員 会)

- 公安委員会の行う交通規制の一部改正.....13
- 緊急自動車の指定及び指定取消し.....48

(選 挙 管 理 委 員 会)

- 施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定.....48
- 選挙管理委員会第3回定例会の招集.....49

(大 規 模 小 売 店 舗 審 議 会)

- 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示(6件).....49

公 告

- 茨城県郷土工芸品の指定(工業技術課).....53
- 茨城県郷土工芸品指定事項の変更(").....54
- 茨城県郷土工芸品指定の解除(").....54
- 都市計画案の縦覧(3件)(都市計画課).....54

正 誤

- 昭和46年4月22日付け茨城県報第5906号中.....56
- 平成9年1月16日付け茨城県報第821号中.....56
- 平成9年2月17日付け茨城県報第830号中.....56

告 示

茨城県告示第239号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第7条の規定に基づき、青少年に有益な興行として次のものを推奨する。

平成9年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 推 奨 番 号 11
- 2 種 類 映画
- 3 題 名 「ゲース」FLY AWAY HOME
- 4 製 作 会 社 サンドラー・プロダクション
- 5 配 給 会 社 茨城県内=茨城映画センター
- 6 推 奨 年 月 日 平成9年3月10日
- 7 推 奨 理 由 この映画は、母親を交通事故で失った少女が、森でゲースの卵を見つけてきて育て、越冬地まで一緒に旅することを通して、父親との絆を回復し、信頼と理解を深めていく物語で、心の成長期にある青少年に有益な映画である。

茨城県告示第240号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により、公示する。

平成9年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 津久勝
- 2 建物の名称及び所在地 ヤックスドラッグ波崎店
茨城県鹿島郡波崎町字本郷新田8555番

茨城県告示第241号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により、公示する。

平成9年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称 有限会社 葉山商会
- 2 建物の名称及び所在地 ゴルフファイブ水戸店
茨城県水戸市千波町2073-1

茨城県告示第242号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成 9 年 3 月 10 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除をする保安林の所在場所
鹿嶋市大字角折字孝1540の1から1540の6まで、1541の1
- 2 指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

茨城県告示第243号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成 9 年 3 月 10 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称 麻生町
- 2 事業の種類 麻生町庁舎駐車場整備事業
- 3 起 業 地
 - (1) 収用の部分
茨城県行方郡麻生町大字麻生字宗之台及び字栗又地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
麻生町役場

茨城県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成 9 年 3 月 10 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 9 年 3 月 10 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 鹿田玉造線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡旭村大字鹿田 字古場構1013番3地先から	旧	メートル 最大 8.0	メートル 1,350	
		最小 4.5		
鹿島郡鉾田町大字舟木 字土井林179番1地先まで	新	最大 45.0 最小 15.0	1,350	現道拡幅

茨城県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成9年3月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 土浦境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
つくば市大字天久保4丁目2番14号から	旧	最大 34.0	35	
		最小 34.0		
つくば市大字天久保3丁目1番8号まで	新	最大 103.0 最小 34.0	35	横断歩道橋設置

茨城県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成9年3月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大洋鹿島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
鹿島郡大洋村大字梶山 字曲松1844番1地先から	旧	最大 4.2	260	
		最小 3.5		
鹿島郡大洋村大字二重作 字下ノ町840番地先まで	新	最大 22.0 最小 14.0	260	現道拡幅
鹿島郡大洋村大字二重作 字下ノ町840番地先から	旧	最大 5.5	480	
		最小 3.3		
鹿島郡大洋村大字二重作 字大山38番6地先まで	新	最大 5.5 最小 3.3 最大 23.0 最小 15.0	480 400	バイパス新設
鹿島郡大洋村大字二重作 字大山38番6地先から	旧	最大 6.0	100	
		最小 5.5		
鹿島郡大洋村大字二重作 字大山49番1地先まで	新	最大 24.0 最小 15.0	100	現道拡幅

茨城県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成9年3月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 鉾田茨城線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
鹿島郡鉾田町大字舟木 字土井林202番5地先から	旧	最大 37.0 最小 10.0	351	
鹿島郡鉾田町大字舟木 字土笠立173番2地先まで	新	最大 38.0 最小 10.0	351	現道拡幅

茨城県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成9年3月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
県道笠間緒川線	笠間市大字石寺字古道154番地先から 西茨城郡七会村大字真端 字家の前623番地先まで	旧	最大 73.0	1,187	
	最小 10.8				
	笠間市大字石寺字古道154番地先から 西茨城郡七会村大字真端 字家の前111番地先まで	最大 43.0	1,693		
	最小 4.5				
笠間市大字石寺字古道154番地先から 西茨城郡七会村大字真端 字家の前623番地先まで	新	最大 73.0 最小 10.8	1,187	旧道移管	
県道笠間緒川線	西茨城郡七会村大字塩子 字大開1934番3地先から	旧	最大 13.8	153	
			最小 12.9		
	西茨城郡七会村大字塩子 字大開1926番3地先まで	新	最大 5.5 最小 3.0	172	
			最大 13.8 最小 12.9		

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道笠間緒川線	西茨城郡七会村大字塩子 字大開1876番 2 地先から	旧	メートル 最大 16.5	メートル 100	
			最小 14.0	91	
	西茨城郡七会村大字塩子 字大開1868番 1 地先まで	新	最大 16.5		100
			最小 14.0		

茨城県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成9年3月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道高萩塙線	高萩市大字下君田1989番地先から	旧	メートル 最大 27.0	メートル 520	
			最小 5.5	520	
	高萩市大字下君田字南宿1530番地先まで	新	最大 27.0		520
			最小 5.5	520	
県道高萩塙線	高萩市大字下君田字南宿1530番地先から	旧	最大 10.0	160	
			最小 5.5		
県道高萩塙線	高萩市大字下君田字台1458番 1 地先まで	新	最大 22.0	160	現道拡幅
			最小 13.3		
県道高萩塙線	高萩市大字下君田字台1458番 1 地先から	旧	最大 5.0	80	
			最小 4.3		
	高萩市大字下君田字台 1378番 1 番地先まで	新	最大 5.0	80	バイパス新設
			最小 4.3		
県道高萩塙線	高萩市大字下君田字台1378番 1 地先から	旧	最大 7.5	300	
			最小 4.3		
県道高萩塙線	高萩市大字下君田字秋畠 1368番 1 地先まで	新	最大 23.2	300	現道拡幅
			最小 13.0		

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道 高萩 塙線	高萩市大字下君田字秋島1368番1地先から	旧	メートル 最大 7.0 最小 3.5	メートル 240	
	高萩市大字下君田字 梅下1312番1地先まで	新	最大 7.0 最小 3.5 最大 22.8 最小 15.0	240 240	バイパス新設
県道 高萩 塙線	高萩市大字下君田字 梅下1312番1地先から	旧	最大 4.5 最小 3.5	1,040	
	高萩市大字下君田字 清名平754番1地先まで	新	最大 66.3 最小 15.0	1,040	現道拡幅

茨城県告示第250号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成9年3月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
一般 国道 四六一号	高萩市大字高萩547番1地先から	旧	メートル 最大 11.5 最小 8.0	メートル 160	
	高萩市大字高萩483番3地先まで	新	最大 17.0 最小 8.0	160	現道拡幅
県道 日立 いわき線	高萩市大字高萩548番1地先から	旧	最大 9.0 最小 7.0	155	
	高萩市大字高萩557番4地先まで	新	最大 16.0 最小 9.0	155	現道拡幅
県道 日立 いわき線	高萩市大字高萩517番3地先から	旧	最大 11.5 最小 6.5	130	
	高萩市大字高萩548番1地先まで	新	最大 17.0 最小 8.0	150	バイパス新設及び一部区域除外

茨城県告示第251号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成9年3月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 つくば古河線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城郡八千代町大字仁江戸 字岡本1873番5から	旧	メートル	メートル	
		最大 12.0	89	
結城郡八千代町大字仁江戸 字一本木2223番5まで	新	最大 12.0	89	迂回路設置
		最小 10.0		
		最大 21.5	89	
		最小 11.5		

茨城県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のようにする開始する。
その関係図面は、平成9年3月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県 道 つくば古河線
- 2 供用開始の区間 結城郡八千代町大字仁江戸字岡本1873番5から
結城郡八千代町大字仁江戸字一本木2223番5まで
- 3 供用開始の期日 平成9年3月10日

茨城県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のようにする開始する。
その関係図面は、平成9年3月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 461号	高萩市大字高萩547番1地先から 高萩市大字高萩483番3地先まで	平成9年3月10日
県道 日立いわき線	高萩市大字高萩517番3地先から 高萩市大字高萩557番4地先まで	平成9年3月10日

茨城県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のようにする開始する。
その関係図面は、平成9年3月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 高萩塙線	高萩市大字下君田字下ノ田1190番 1 地先から 高萩市大字下君田字下ノ田1196番 1 地先まで	平成 9 年 3 月 15 日
県道 高萩塙線	高萩市大字下君田字馬淵1223番 1 地先から 高萩市大字下君田字野竹内709番地先まで	平成 9 年 3 月 15 日

茨城県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のようにする開始する。

その関係図面は、平成 9 年 3 月 10 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 9 年 3 月 10 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 土浦境線
- 2 供用開始の区間 つくば市大字天久保 4 丁目 2 番 14 号から
つくば市大字天久保 3 丁目 1 番 8 号まで
- 3 供用開始の期日 平成 9 年 3 月 10 日

茨城県告示第256号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課、茨城県水戸土木事務所及び茨城県県北地方総合事務所において縦覧に供する。

平成 9 年 3 月 10 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 区域の名称
八幡町 - 2 地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 土地の範囲

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 5 号までを順次結んだ線、標柱 5 号から市道上市 16 号線西側境界線に沿って標柱 1 号を結んだ線に囲まれた区域。

市町村	町村名	大字・字名	地 番	標柱番号	備 考
水戸市		八 幡 町	市道上市 16号線 1099	1	境界線上の点
水戸市		八 幡 町	6334 - 1 6334 - 2 6334 - 1	2	
水戸市		八 幡 町	6331	3	
水戸市		八 幡 町	6330 1113 - 1 1114	4	各々の交点

市町村	町村名	大字・字名	地番	標柱番号	備考
水戸市		八幡町	1113-1	5	各々の交点
			1114		
			市道上市16号線		

茨城県告示第257号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課、茨城県高萩土木事務所及び茨城県県北地方総合事務所において縦覧に供する。

平成9年3月10日

茨城県知事 橋本 昌

1 区域の名称

福田地区 急傾斜地崩壊危険区域

2 土地の範囲

次に掲げる土地に存する標柱1号から2号を結んだ線、標柱2号から私道南側境界線に沿って標柱3号を結んだ線、標柱3号から境界線に沿って4号を結んだ線、標柱4号から11号までを順次結んだ線、標柱11号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域。

市町村	町村名	大字・字名	地番	標柱番号	備考
北茨城市	関本	福田	1891-2	1	境界線上の点
			1891-4		
北茨城市	関本	福田	1891-2	2	各々の交点
			1894-3		
			1894-7		
北茨城市	関本	福田	1891-2	3	各々の交点
			1894-3		
			1894-4		
北茨城市	関本	福田	1891-2	4	境界線上の点
			1894-4		
北茨城市	関本	福田	1887	5	
北茨城市	関本	福田	1887	6	
北茨城市	関本	福田	1887	7	境界線上の点
			1891-3		
北茨城市	関本	福田	1891-3	8	
北茨城市	関本	福田	1891-3	9	

茨城県告示第258号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、向原土地区画整理組合の事業計画の変更

については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成9年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 向原土地区画整理組合
事 務 所 の 所 在 地 千代田町大字上土田461番地
設 立 認 可 の 年 月 日 平成4年11月24日

2 公告すべき変更の内容

事業施行期間を「平成4年11月24日から平成11年3月31日」までとする。

3 変更認可の年月日 平成9年3月10日

茨城県告示第259号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成9年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 岩井市

2 都市計画事業の種類及び名称

岩井・境都市計画下水道事業 岩井市公共下水道

3 事業施行期間 昭和54年2月9日から

平成15年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和54年1月29日茨城県告示第120号, 昭和62年12月24日茨城県告示第1727号及び平成5年4月30日茨城県告示第584号の事業地

(2) 使用の部分

昭和54年1月29日茨城県告示第120号及び平成5年4月30日茨城県告示第584号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域

岩井市大字上出島字南原, 字南原台山, 字下原及び堤外並びに大字岩井字吾妻, 字西高野及び字五斗蒔並びに大字鶴戸字檜木並びに字原並びに大字辺田字ハサマ, 字ハサマ下, 字向地下, 字大門前, 字沓方及び字天神前の各一部の区域

茨城県告示第260号

北茨城市磯原町磯原1630番地北茨城市役所内に事務所を置く木皿川流域土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成9年3月10日

茨城県高萩土地改良事務所長 川野 辺 芳 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
北茨城市磯原町大塚2099	理 事	平 澤 久 雄	
“ “ 2550	“	鈴 木 喜 郎	
“ 内野485	“	鈴 木 義 一	
“ 大塚2284	“	松 川 光 一	
“ “ 1880	“	平 澤 哲 雄	
“ “ 1863	“	豊 田 廣 男	
“ “ 1672-1	“	瀧 秀 雄	
“ “ 2547	“	鈴 木 孝 司	
“ “ 2322	“	大 森 繁	
“ 木皿469-3	“	蛭 田 壽 一	
“ “ 73	“	飛 田 和 義	
“ “ 550	“	島 田 久 市	
“ 磯原678-3	“	鈴 木 将 充	
“ 内野481	“	長 瀬 正 一 郎	
“ “ 424	“	村 田 章	
高萩市高浜町3-41	“	山 縣 隆	
北茨城市華川町小豆畑259-2	“	山 縣 弘	
“ “ 1188	“	山 縣 繁 一	
“ 木皿133	監 事	村 田 文 明	
“ 大塚2006	“	鈴 木 英 二	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
北茨城市磯原町大塚2099	理 事	平 澤 久 雄	
“ “ 2550	“	鈴 木 喜 郎	
“ 内野485	“	鈴 木 義 一	
“ 大塚2284	“	松 川 光 一	
“ “ 1880	“	平 澤 哲 雄	
“ “ 1863	“	豊 田 廣 男	
“ “ 1672-1	“	瀧 秀 雄	
“ “ 2547	“	鈴 木 孝 司	
“ “ 2303-2	“	廣 木 勲	
“ 木皿469-3	“	蛭 田 壽 一	
“ “ 73	“	飛 田 和 義	
“ “ 230	“	菊 池 俊 男	
“ “ 362-3	“	小 室 廣 志	
“ 内野481	“	長 瀬 正 一 郎	

住 所	職 名	氏 名	摘 要
北茨城市磯原町内野424	理 事	村 田 章	
高萩市高浜町 3 - 41	”	山 縣 隆	
北茨城市華川町小豆畑259 - 2	”	山 縣 弘	
” ” 1188	”	山 縣 繁 一	
” 木皿133	監 事	村 田 文 明	
” 大塚2006	”	鈴 木 英 二	

茨城県告示第261号

境町長から平成9年2月13日付けで認可申請のあった栗山地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成9年2月18日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成9年3月10日

茨城県境土地改良事務所長 吾 妻 輝 一

1 縦覧に供する書類

栗山地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成9年3月11日から

平成9年4月8日まで

3 縦覧の場所

境町役場

茨城県告示第262号

平成8年11月19日付けで北茨城市長村田省吾から認可申請のあった中平地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成9年2月18日認可した。

平成9年3月10日

茨城県高萩土地改良事務所長 川 野 辺 芳 雄

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第5号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項の規定により、昭和45年茨城県公安委員会告示第9号で告示した公安委員会の行なう交通規制の一部を次のように改正する。

平成9年3月10日

茨城県公安委員会委員長 根 本 正 一

別表第1 水戸警察署管内の表中526の項の次に次のように加える。

527	市道	水戸市堀町2664番地の1先	遠下橋脇
528	市道	水戸市元吉田町76番地の6先	元吉田北
529	市道	水戸市元吉田町 270番地の4先	荒谷一本松北
530	市道	水戸市元吉田町 128番地先	元吉田中央

同表 ひたちなか西警察署管内の表中251の項の次に次のように加える。

252	県道 常陸 海浜公園線	ひたちなか市大字馬渡 605番地の6先	海浜公園西 ゲート入口南
253	村道	那珂郡東海村大字白方 571番地の6先	東海村役場前
254	市道	ひたちなか市上野2丁目1番地2号先	上野2丁目
255	市道	ひたちなか市大字馬渡 605番地の6先	総合運動公園北
256	市道	ひたちなか市大字馬渡 605番地の9先	総合運動公園入口

同表 大宮警察署管内の表中76の項の次に次のように加える。

77	国道 123号	東茨城郡御前山村大字長倉1488番地先	長倉西
78	国道 293号	那珂郡緒川村大字小舟2506番地先	やすらぎの里 公園入口
79	国道 118号	那珂郡山方町大字舟生78番地先	関沢橋

同表 日立警察署管内の表中294の項の次に次のように加える。

295	県道 日立 いわき線	日立市田尻町2丁目23番11先	田尻町2丁目東
296	市道	日立市日高町1丁目2番1号先	日高体育館西
297	県道 日立港線	日立市大みか町6丁目20番7号先	大みか町6丁目南

同表 鉾田警察署管内の表中84の項の次に次のように加える。

85	県道 下太 田鉾田線	鹿島郡鉾田町大字徳宿1813番地の5先	東野
----	---------------	---------------------	----

同表 鹿嶋警察署管内の表中242の項の次に次のように加える。

243	県道 須賀 北埠頭線	鹿嶋市大字爪木 829番1先	爪木
-----	---------------	----------------	----

同表 竜ヶ崎警察署管内の表中203の項の次に次のように加える。

204	市道	竜ヶ崎市久保台2丁目5番2号先	久保台小学校前
205	市道	牛久市南4丁目22番地28先	南4丁目籠田
206	県道八代庄 兵衛新田線	竜ヶ崎市若柴町 426番地の4先	カントリーライン 入 口
207	農免道路	牛久市城中町1209番地の2先	城 中

同表 江戸崎警察署管内の表中89の項の次に次のように加える。

90	県道 江戸 崎新利根線	稲敷郡江戸崎町大字小羽賀 606番地の2先	小羽賀
----	----------------	-----------------------	-----

同表 石岡警察署管内の表中195の項の次に次のように加える。

196	県道 紅葉石岡線	東茨城郡小川町大字飯前1376番地の3先	出房
197	県道羽鳥停 車場江戸線	東茨城郡美野里町大字羽鳥2733番地の8先	羽鳥東

同表 つくば中央警察署管内の表中270の項の次に次のように加える。

271	市道	つくば市松代3丁目20番地1先	松代3丁目南
-----	----	-----------------	--------

同表 下館警察署管内の表中152の項の次に次のように加える。

153	国道 294号	下館市大字岡芹2222番地先	岡 芹 西
-----	---------	----------------	-------

同表 下妻警察署管内の表中144の項の次に次のように加える。

145	県道 つくば古河線	結城郡八千代町大字東落田 446番地の3先	東 落 田
-----	-----------	-----------------------	-------

同表 境警察署管内の表中185の項の次に次のように加える。

186	県道 岩井野田線	岩井市大字長谷2670番地の1先	中川小学校前
187	町道	猿島郡猿島町大字生子新田1115番地の1先	生 子 新 田

同表 取手警察署管内の表中177の項の次に次のように加える。

178	市道	取手市戸頭4丁目2番3号先	戸頭4丁目西
179	町道	北相馬郡守谷町大字高野71番地の1先	高 野 西

別表第2 水戸警察署管内の表中1115及び2940の項を次のように改める。

1115	削 除		
2940	削 除		

同表中 3020の項の次に次のように加える。

3021	市道	水戸市百合ヶ丘町 880番地の 204先から向い側まで (水戸市立稻荷第二小学校側から向い側まで)
3022	県道 宮ヶ崎小幡線	東茨城郡茨城町大字小幡1119番地先から同町大字小幡1309番地先まで (小幡区民センター入口交差点西側)
3023	県道 宮ヶ崎小幡線	東茨城郡茨城町大字小幡13番地の23先から同町大字小幡13番地の9先まで (小幡南交差点東側)
3024	市道	水戸市米沢町 285番地の1先から同市米沢町 284番地の2先まで (米沢工業団地交差点西側)
3025	市道	水戸市笠原町 101番地の1先から向い側まで (笠原小脇交差点東側)
3026	市道	水戸市元石川町2720番地の4先から同市元石川町2697番地の1先まで (水戸南 I C 交差点東側)

3027	国道 5 1 号 インターチェンジ ウェイ出入口	水戸市元石川町 2697 番地の 1 先から同市けやき台 3 丁目 51 番地先まで (水戸南 I C 交差点南側)
3028	国道 6 号	水戸市けやき台 3 丁目 51 番地先から同市元石川町 2700 番地の 1 先まで (水戸南 I C 交差点西側)
3029	市 道	水戸市元石川町 2700 番地の 1 先から同市元石川町 2720 番地の 4 先まで (水戸南 I C 交差点北側)
3030	市 道	水戸市元石川町 256 番地の 9 先から同市元石川町 257 番地先まで (柏渚交差点東側)
3031	市 道	水戸市元石川町 257 番地先から同市元石川町 255 番地の 3 先まで (柏渚交差点南側)
3032	市 道	水戸市元石川町 255 番地の 3 先から同市元石川町 256 番地の 2 先まで (柏渚交差点西側)
3033	市 道	水戸市元石川町 256 番地の 2 先から同市元石川町 256 番地の 9 先まで (柏渚交差点北側)
3034	市 道	水戸市大串町 258 番地の 1 先から同市大串町 258 番地の 3 先まで (木戸前交差点東側)
3035	市 道	水戸市大串町 331 番地の 3 先から同市大串町 332 番地の 1 先まで (木戸前交差点西側)
3036	市 道	水戸市大串町 332 番地の 1 先から同市大串町 258 番地の 1 先まで (木戸前交差点北側)
3037	国道 5 1 号 インターチェンジ ウェイ出入口	水戸市大串町 3418 番地の 1 先から同市大串町 3422 番地の 1 先まで (水戸大洗 I C 交差点東側)
3038	国道 5 1 号	水戸市大串町 872 番地先から同市大串町 3418 番地の 1 先まで (水戸大洗 I C 交差点北側)
3039	国道 245 号	水戸市小泉町 23 番地の 1 先から同市小泉町 23 番地の 3 先まで (小泉町交差点東側)
3040	市 道	水戸市小泉町 23 番地の 3 先から同市小泉町 74 番地の 1 先まで (小泉町交差点南側)
3041	国道 245 号	水戸市小泉町 74 番地の 1 先から同市小泉町 64 番地の 1 先まで (小泉町交差点西側)
3042	市 道	水戸市大串町 4094 番地の 1 先から同市大串町 4097 番地の 1 先まで (大串町東交差点東側)
3043	国道 5 1 号	水戸市大串町 4097 番地の 1 先から同市大串町 2036 番地の 9 先まで (大串町東交差点南側)

3044	市 道	水戸市大串町2036番地の9先から同市大串町2036番地の1先まで (大串町東交差点西側)
3045	国道51号	水戸市大串町2036番地の1先から同市大串町4094番地の1先まで (大串町東交差点北側)
3046	村 道	東茨城郡桂村大字上坪 648番地の1先から向い側まで (大越正六所有水田から向い側まで)
3047	町 道	東茨城郡茨城町大字鳥羽田 307番地の19先から同町大字鳥羽田 272番地の11先まで (上野せつ所有畑西側から上野三津江所有栗畑東側まで)
3048	市 道	水戸市元吉田町1166番地の7先から同市元吉田町1167番地の4先まで (カスミ元吉田店側から同店駐車場側まで)

同表 笠間警察署管内の表中427の項を次のように改める。

427	削 除
-----	-----

同表中 1044の項の次に次のように加える。

1045	県道 西小 塙石岡線	西茨城郡岩瀬町大字木植 906番地先から向い側まで (佐谷作三方前から向い側まで)
1046	町 道	西茨城郡友部町大字住吉 863番地先から向い側まで (井上敬方東側から向い側まで)

同表 ひたちなか西警察署管内の表中215及び345項を次のように改める。

215	削 除
345	削 除

同表中 1373の項の次に次のように加える。

1374	国道 245号	ひたちなか市大字馬渡3015番地の8先から同市大字馬渡 605番地の2先まで (長砂関戸交差点北側)
1375	市 道	ひたちなか市大字馬渡 605番地の2先から向い側まで (長砂関戸交差点東側)
1376	市 道	ひたちなか市大字馬渡3015番地の8先から同市大字馬渡3024番地の1先まで (長砂関戸交差点西側)

同表 那珂警察署管内の表中556の項の次に次のように加える。

557	町 道	那珂郡那珂町大字菅谷3069番地先から同町大字菅谷3104番地の1先まで (大森八十四方南側から旧役場跡地北側まで)
-----	-----	--

同表 大宮警察署管内の表中388の項の次に次のように加える。

389	町 道	那珂郡大宮町3230番地の1先から同町3221番地の2先まで (会沢晟方前から向い側まで)
390	町 道	那珂郡大宮町大字八田 387番地先から向い側まで (野上業一方前から向い側まで)
391	町 道	那珂郡大宮町5番地先から同町12番地先まで (野崎酒店脇から白洋舎脇まで)
392	国道 293号	那珂郡大宮町12番地先から同町 112番地先まで (白洋舎前から向い側まで)
393	町 道	那珂郡大宮町 120番地先から同町 112番地先まで (小沢眼科病院脇から向い側まで)
394	県道 常陸 太田烏山線	那珂郡山方町大字西野内1167番地先から同町大字西野内 291 番地先まで (西野内町営住宅加藤修方北西側から向い側まで)
395	町 道	那珂郡大宮町工業団地25番地先から同町工業団地1番地の20 先まで (大宮町営グラウンド南西側から向い側まで)
396	町 道	那珂郡大宮町工業団地1番地の34先から同町工業団地1番地 の20先まで (くりえーとセンター大宮前から向い側まで)

同表 太田警察署管内の表中420の項の次に次のように加える。

421	県道 常陸 太田大子線	久慈郡水府村大字下高倉1227番地先から同村大字下高倉1225 番地先まで (水府村立北保育園側から佐川商店側まで)
-----	----------------	---

同表 大子警察署管内の表中264の項の次に次のように加える。

265	県 道 大子那須線	久慈郡大子町大字下野宮1177番地先から同町大字下野宮 592 番地先まで (菊池芳茂方畑脇から松本勉方水田脇まで)
-----	--------------	---

同表 日立警察署管内の表中1946項の次に次のように加える。

1947	市 道	日立市久慈町7丁目12番1号先から同市久慈町7丁目11番1 号先まで (飛田忠義方東側から渡辺浩延方西側まで)
1948	市 道	日立市南高野町2丁目22番5号先から向い側まで (長谷川広方南側から向い側まで)
1949	市 道	日立市宮田町1丁目4番5号先から同市高鈴町3丁目14番1 号先まで (山崎孝行方南側から白鳥ハイツ北側まで)
1950	市 道	日立市東多賀町4丁目1番24号先から同市東多賀町3丁目2 番15号先まで (関根工業所東側から三幸商事西側まで)
1951	県道 日立 いわき線	日立市入四間町 264番地先から向い側まで (宇野徳幸方南側から向い側まで)

同表 高萩警察署管内の表中867の項の次に次のように加える。

868	県道 里根 神岡上線	北茨城市関本町関本中3030番地先から同市関本町関本中7番地の4先まで(遊座文一方前から県営関本アパート前まで)
869	市道	北茨城市中郷町小野矢指 736番地の3先から同市中郷町小野矢指1661番地先まで
870	市道	北茨城市中郷町小野矢指 736番地の3先から同市中郷町小野矢指1505番地の1先まで

同表 鹿嶋警察署管内の表中1697の項の次に次のように加える。

1698	町道	鹿島郡神栖町大野原1丁目19番地先から向い側まで(大野原墓地東側からさつき児童公園西側まで)
1699	町道	鹿島郡神栖町大野原1丁目19番地先から同町大野原1丁目15番10号先まで(さつき児童公園北側から北野方南側まで)
1700	町道	鹿島郡神栖町大野原1丁目15番10号先から同町大野原1丁目20番地先まで(北野方西側から道路反対空地東側まで)
1701	町道	鹿島郡神栖町大野原1丁目20番地先から同町大野原1丁目19番地先まで(空地南側から大野原墓地北側まで)
1702	町道	鹿島郡神栖町大野原1丁目15番18号先から同町大野原1丁目14番8号先まで(村松方東側から谷川方南側まで)

同表 麻生警察署管内の表中636の項の次に次のように加える。

637	町道	行方郡玉造町大字手賀4435番地先から同町大字手賀1187番地の3先まで(手賀南交差点東側)
638	町道	行方郡玉造町大字手賀1184番地先から同町大字手賀1290番地の1先まで(手賀南交差点西側)
639	国道 355号	行方郡玉造町大字手賀4435番地先から同町大字手賀1290番地の1先まで(手賀南交差点南側)

同表 竜ヶ崎警察署管内の表中104, 105及び120の項を次のように改める。

104	削 除
105	削 除
120	削 除

同表中 1478の項の次に次のように加える。

1479	国道 408号	稲敷郡河内町大字長竿3447番地の2先から同町大字長竿3448番地の3先まで (宮本祐一方前から向い側まで)
------	---------	--

同表 江戸崎警察署管内の表中499の項の次に次のように加える。

500	村 道	稲敷郡桜川村大字神宮寺2439番地の4先から同村大字阿波1800番地の1先まで (村営住宅東交差点東側)
501	村 道	稲敷郡桜川村大字神宮寺2439番地の4先から同村大字阿波1番地の1先まで (村営住宅東交差点南側)
502	村 道	稲敷郡桜川村大字阿波1番地の1先から同村大字阿波299番地先まで (村営住宅東交差点西側)
503	村 道	稲敷郡桜川村大字阿波1800番地の1先から同村大字阿波299番地先まで (村営住宅東交差点北側)

同表 土浦警察署管内の表中1752の項の次に次のように加える。

1753	県道 土浦岩井線	土浦市富士崎1丁目16番12号先から同市富士崎1丁目12番24号先まで (滝本クリーニング店南側からお好焼和楽北側まで)
1754	県道 土浦岩井線	土浦市富士崎1丁目12番24号先から同市富士崎1丁目11番25号先まで (お好焼和楽東側から花島米吉方西側まで)
1755	市 道	土浦市富士崎1丁目14番8号先から同市富士崎1丁目12番10号先まで (桜井武雄方東側から久保田芳子方西側倉庫前まで)
1756	市 道	土浦市富士崎1丁目14番8号先から同市富士崎1丁目13番1号先まで (桜井武雄方南側から染谷仁三郎方北側まで)
1757	市 道	土浦市富士崎1丁目12番10号先から同市富士崎2丁目1番41号先まで (久保田芳子方西側倉庫前から土浦第二小学校北西側まで)
1758	県道牛渡馬 場山土浦線	新治郡出島村大字宍倉2450番地の3先から同村大字宍倉2451番地の2先まで (出島消防署東交差点西側)
1759	県道牛渡馬 場山土浦線	新治郡出島村大字西成井124番地の12先から同村大字西成井2807番地の1先まで (出島消防署東交差点東側)
1760	村 道	新治郡新治村大字沢辺1530番地先から向い側まで (北側から南側まで)
1761	村 道	新治郡新治村大字沢辺1530番地先から向い側まで (北側から南側まで)
1762	村 道	新治郡新治村大字沢辺1530番地先から向い側まで (西側から東側まで)

1763	村 道	新治郡新治村大字沢辺1538番地の2先から向い側まで (西側から東側まで)
1764	村 道	新治郡新治村大字沢辺1538番地の2先から向い側まで (北側から南側まで)
1765	村 道	新治郡新治村大字沢辺1538番地の2先から向い側まで (北側から南側まで)
1766	村 道	新治郡新治村大字沢辺1501番地の1先から向い側まで (北側から南側まで)
1767	村 道	新治郡新治村大字沢辺1501番地の1先から向い側まで (西側から東側まで)
1768	国道 6号	土浦市中村南4番地の11先から同市中村南3番地の1の12先 まで (中村2区公民館から向い側まで)
1769	市 道	土浦市下高津4丁目 394番地の4先から同市下高津4丁目 394番地の1先まで (荒方脇から水田側まで)

同表 石岡警察署管内の表中1316の項の次に次のように加える。

1317	市 道	石岡市旭台3丁目2893番地の32先から同市大字東大橋2890番 地の4先まで (東光台5丁目交差点北側)
1318	県 道 紅葉石岡線	石岡市大字高浜 658番地の7先から向い側まで (高浜東交差点東側)
1319	県 道 紅葉石岡線	石岡市大字高浜 661番地の3先から同市大字高浜 660番地の 1先まで (高浜東交差点西側)

同表 つくば北警察署管内の表中414の項の次に次のように加える。

415	県道 下館 つくば線	つくば市大字沼田2380番地の2先から同市大字沼田2388番地 先まで (つくばボウル東側からカラオケハウス天国西側まで)
-----	---------------	---

同表 水海道警察署管内の表中240及び244の項を次のように改める。

240	削 除	
244	削 除	

同表中 495の項の次に次のように加える。

496	県道 つく ば野田線	水海道市内守谷町5771番地の8先から同市内守谷町5771番地 の1先まで (盛武男方南側から片庭利男所有地北側まで)
-----	---------------	--

同表 古河警察署管内の表中1054の項の次に次のように加える。

1055	県道 つくば古河線	古河市大字大山1273番地の1先から同市大字大山1735番地の1先まで (大山東交差点)
1056	町道	猿島郡総和町大字東牛谷1487番地の3先から同町大字東牛谷1481番地の1先まで (東牛谷南交差点西側)
1057	町道	猿島郡総和町大字東牛谷1487番地の3先から同町大字関戸2026番地の1先まで (東牛谷南交差点南側)
1058	町道	猿島郡総和町大字東牛谷1481番地の1先から同町大字東牛谷1536番地の2先まで (東牛谷南交差点北側)

同表 境警察署管内の表中1083の項の次に次のように加える。

1084	国道 354号	岩井市大字猫実1484番地の1先から同市大字猫実1548番地の1先まで (猫実東交差点西側)
1085	国道 354号	岩井市大字猫実1485番地の1先から同市大字猫実1514番地の3先まで (猫実東交差点東側)
1086	県道 猿島水海道線	岩井市大字猫実1484番地の1先から同市大字猫実1485番地の1先まで (猫実東交差点北側)

同表 取手警察署管内の表中1288の項の次に次のように加える。

1289	市道	取手市新町1丁目8番38号先から同市新町1丁目8番50号先まで (新町第6ビル南側から東急フィットネスクラブ取手AXIA北側まで)
1290	市道	取手市新町1丁目9番1号先から同市新町1丁目8番59号先まで (ショッピングプラザ取手とうきゅう南側からフォトスーパー取手駅前店北側まで)
1291	町道	北相馬郡守谷町大字高野70番地の1先から同町大字高野71番地の1先まで (高野西交差点東側)
1292	町道	北相馬郡守谷町大字高野69番地の1先から同町大字高野71番地の1先まで (高野西交差点西側)
1293	町道	北相馬郡守谷町大字高野71番地の1先から向い側まで (高野西交差点南側)
1294	町道	北相馬郡守谷町大字高野69番地の1先から同町大字高野70番地の1先まで (高野西交差点北側)
1295	市道	取手市井野団地1番1-11号先から同市井野2丁目20番1号先まで (1-11棟東側からマルヤ取手店駐車場西側まで)
1296	市道	取手市井野団地1番1-14号先から同市井野2丁目19番先まで (1-14棟東側から空地西側)

1297	市 道	取手市井野 2 丁目 21 番 1 号先から同市大字井野 4965 番地先まで (マルヤ倉庫東側から草間方西側まで)
1298	市 道	取手市井野 2 丁目 19 番先から同市大字井野 4930 番地先まで (マルヤ取手店東側からウインドミル A 棟西側まで)
1299	市 道	取手市井野 2 丁目 19 番先から同市大字 3405 番地先まで (空地東側から永井方西側まで)
1300	町 道	北相馬郡守谷町みずき野 5 丁目 7 番地 1 先から同町みずき野 5 丁目 5 番地 2 先まで (守谷眼科皮膚科医院南側からみずき薬局北側まで)
1301	町 道	北相馬郡守谷町みずき野 5 丁目 5 番地 8 先から同町みずき野 1 丁目 16 番地 1 先まで (空地西側から守谷消防署南守谷出張所東側まで)
1302	町 道	北相馬郡守谷町みずき野 1 丁目 12 番地 13 先から同町みずき野 1 丁目 7 番地 1 先まで (原昭二方西側から田中広光方東側まで)
1303	町 道	北相馬郡守谷町緑 1 丁目 1 番地 9 先から同町緑 2 丁目 25 番地 1 先まで (アサヒビール(株)茨城工場守衛室北側)
1304	町 道	北相馬郡藤代町大字宮和田 1146 番地の 19 先から同町大字宮和田 1146 番地の 14 先まで (藤代駅南口暫定駅前広場北側)
1305	町 道	北相馬郡藤代町大字宮和田 1146 番地の 14 先から向い側まで (藤代駅南口暫定駅前広場南側)

別表第 2 の 2 水戸警察署管内の表中 309 の項の次に次のように加える。

310	県道 宮ヶ 崎 小 幡 線	東茨城郡茨城町大字小幡 13 番地の 23 先から同町大字小幡 13 番 地の 9 先まで (小幡南交差点東側)
311	市 道	水戸市元石川町 2720 番地の 4 先から同市元石川町 2697 番地の 1 先まで (水戸南 I C 交差点東側)
312	国道 6 号	水戸市けやき台 3 丁目 51 番地先から同市元石川町 2700 番地の 1 先まで (水戸南 I C 交差点西側)
313	国道 51 号 インターチェンジ カエイ出入口	水戸市大串町 3418 番地の 1 先から同市大串町 3422 番地の 1 先 まで (水戸大洗 I C 交差点東側)
314	国道 51 号	水戸市大串町 872 番地先から同市大串町 3418 番地の 1 先まで (水戸大洗 I C 交差点北側)
315	国道 51 号	水戸市大串町 4097 番地の 1 先から同市大串町 2036 番地の 9 先 まで (大串町東交差点南側)

316	国道 51号	水戸市大串町4097番地の1先から同市大串町2036番地の9先まで (大串町東交差点北側)
-----	--------	---

同表 ひたちなか西警察署管内の表中231の次に次のように加える。

232	国道 245号	ひたちなか市大字馬渡3015番地の8先から同市大字馬渡 605番地の2先まで (長砂関戸交差点北側)
233	市 道	ひたちなか市大字馬渡 605番地の2先から向い側まで (長砂関戸交差点東側)

同表 麻生警察署管内の表中69の項の次に次のように加える。

70	町 道	行方郡玉造町大字手賀1184番地先から同町大字手賀1290番地の1先まで (手賀南交差点西側)
71	国道 355号	行方郡玉造町大字手賀4435番地先から同町大字手賀1290番地の1先まで (手賀南交差点南側)

同表 江戸崎警察署管内の表中94の項の次に次のように加える。

95	村 道	稲敷郡桜川村大字神宮寺2439番地の4先から同村大字阿波1800番地の1先まで (村営住宅東交差点東側)
96	村 道	稲敷郡桜川村大字神宮寺2439番地の4先から同村大字阿波1番地の1先まで (村営住宅東交差点南側)
97	村 道	稲敷郡桜川村大字阿波1番地の1先から同村大字阿波 299番地先まで (村営住宅東交差点西側)
98	村 道	稲敷郡桜川村大字阿波1800番地の1先から同村大字阿波 299番地先まで (村営住宅東交差点北側)

同表 土浦警察署管内の表中173の項の次に次のように加える。

174	国道 125号	土浦市富士崎1丁目16番8号先から同市富士崎1丁目7番25号先まで (石引精一方東側から土浦ゴム工業西側まで)
175	国道 125号	土浦市富士崎1丁目11番27号先から同市富士崎1丁目7番22号先まで (日本ミシンセンター東側からビューティサロンチャンネル西側まで)
176	市 道	土浦市富士崎1丁目16番8号先から同市富士崎1丁目11番27号先まで (石引精一方南側から日本ミシンセンター北側まで)
177	県 道 土浦岩井線	土浦市富士崎1丁目16番12号先から同市富士崎1丁目12番24号先まで (滝本クリーニング店南側からお好焼和楽北側まで)
178	県 道 土浦岩井線	土浦市富士崎1丁目12番24号先から同市富士崎1丁目11番25号先まで (お好焼和楽東側から花島米吉方西側まで)

179	村 道	新治郡新治村大字藤沢 913番地の1先から同村大字藤沢 886番地の1先まで (新治中学校前交差点東側)
-----	-----	--

同表 石岡警察署管内の表中216の項の次に次のように加える。

217	市 道	石岡市旭台3丁目2893番地の32先から同市東光台5丁目2892番地の1先まで (東光台5丁目交差点西側)
218	市 道	石岡市旭台3丁目2893番地の32先から同市東大橋2890番地の4先まで (東光台5丁目交差点北側)

同表 つくば北警察署管内の表中66の項の次に次のように加える。

67	県道 下館 つくば線	つくば市大字沼田2380番地の2先から同市大字沼田2388番地先まで (つくばボウル東側からカラオケハウス天国西側まで)
----	---------------	---

同表 古河警察署管内の表中260の項の次に次のように加える。

261	県道 つく ば古河線	古河市大字大山1273番地の1先から同市大字大山1735番地の1先まで (大山東交差点)
262	町 道	猿島郡総和町大字東牛谷1487番地の3先から同町大字東牛谷1481番地の1先まで (東牛谷南交差点西側)

同表 境警察署管内の表中209の項の次に次のように加える。

210	県道 猿島 水海道線	岩井市大字猫実1484番地の1先から同市大字猫実1485番地の1先まで (猫実東交差点北側)
-----	---------------	--

同表 取手警察署管内の表中373の項の次に次のように加える。

374	町 道	北相馬郡守谷町大字高野70番地の1先から同町大字高野71番地の1先まで (高野西交差点東側)
375	町 道	北相馬郡守谷町大字高野69番地の1先から同町大字高野71番地の1先まで (高野西交差点西側)
376	町 道	北相馬郡守谷町大字高野71番地の1先から向い側まで (高野西交差点南側)
377	町 道	北相馬郡守谷町大字高野69番地の1先から同町大字高野70番地の1先まで (高野西交差点北側)
378	町 道	北相馬郡守谷町みずき野5丁目7番地1先から同町みずき野5丁目5番地2先まで (守谷眼科皮膚科医院南側からみずき野薬局北側まで)
379	町 道	北相馬郡守谷町みずき野5丁目5番地8先から同町みずき野1丁目16番地1先まで (空地西側から守谷消防署南守谷出張所東側まで)

380	町 道	北相馬郡守谷町みずき野 1 丁目 12 番地 13 先から同町みずき野 1 丁目 7 番地 1 先まで (原昭二方西側から田中広光方東側まで)
-----	-----	--

別表第 3 鉾田警察署管内の表中 16 の項の次に次のように加える。

17	町 道	鹿島郡鉾田町大字徳宿 2698 番地の 1 先から同町大字徳宿 1238 番地先まで	1,900	終日	大型貨物等
18	村 道	鹿島郡旭村大字田崎 322 番地先から同村大字箕輪 3046 番地先まで (旭北小学校西側から栗原隆方北側まで)	2,000	終日	大型貨物等
19	村 道	鹿島郡旭村大字田崎 240 番地先から同村大字箕輪 2169 番地先まで (日石スタンド前から井川敏明方南側まで)	1,200	終日	大型貨物等
20	村 道	鹿島郡旭村大字箕輪 3156 番地先から同村大字箕輪 3136 番地の 4 先まで (資材置場南側から矢神神社西側まで)	500	終日	大型貨物等
21	村 道	鹿島郡旭村大字箕輪 3136 番地の 4 先から同村大字箕輪 2324 番地先まで (矢神神社西側から井川総合ギフト協まで)	300	終日	大型貨物等

別表第 6 高速道路交通警察隊管内の表中 121 の項の次に次のように加える。

122	その他の東水戸道路インターチェンジラックウェイ	水戸市元石川町字千束 2698 番地先から同市元石川町字千束 2736 番地の 1 先まで (接続国道 6 号 B P のオンランプ開始部から料金所を経て下り本線入口部方向へ)	472	終日	自動車
123	その他の東水戸道路インターチェンジラックウェイ	水戸市元石川町字千束 2734 番地の 4 先から同市元石川町字千束 3355 番地の 17 先まで (上り本線出口部から料金所を経てオフランプ終末部の接続国道 6 号 B P 方向へ)	763	終日	自動車
124	その他の東水戸道路インターチェンジラックウェイ	水戸市大串町 3419 番地先から同市大串町 914 番地の 1 先まで (接続国道 51 号のオンランプ開始部から料金所を経て上り本線入口部方向へ)	837	終日	自動車

125	その他の東水戸道路インターチェンジウェイ	水戸市大串町3635番地先から同市大串町3421番地先まで(下り本線出口部から料金所を経てオフランプ終末部の接続国道51号方向へ)	534	終日	自動車
-----	----------------------	---	-----	----	-----

別表第7 高速道路交通警察隊管内の表中87の項の次に次のように加える。

88	水戸市元石川町字千束2736番地の1先(オンランプ下り本線合流部)	下りオンランプウェイ料金所方面からの右折を禁止	終日	自動車
89	水戸市大串町914番地の1先(オンランプ上り本線合流部)	上りオンランプウェイ料金所方面からの右折を禁止	終日	自動車

同表 鉾田警察署管内の表中44の項の次に次のように加える。

45	鹿島郡旭村大字田崎322番地先(旭北小学校西側)	上太田方面からの左折及び箕輪方面からの右折を禁止	終日	大型貨物等
46	鹿島郡旭村大字田崎1103番地先(鬼沢留次郎方北側)	和岡方面からの直進及び左折並びに田崎局方面からの直進及び右折を禁止	終日	大型貨物等
47	鹿島郡旭村大字箕輪3046番地先(栗原隆方北側)	湫沼方面からの左折及び田崎方面からの右折を禁止	終日	大型貨物等
48	鹿島郡旭村大字箕輪3136番地の1先(矢神社西側)	中沢方面からの直進及び右折並びに湫沼方面からの直進及び左折を禁止	終日	大型貨物等
49	鹿島郡旭村大字箕輪2169番地先(井川利明方南側)	大洗町方面からの左折及び茨城町方面からの右折を禁止	終日	大型貨物等
50	鹿島郡旭村大字田崎240番地先(日石スタンド前)	造谷方面からの左折及び湫沼方面からの右折を禁止	終日	大型貨物等
51	鹿島郡鉾田町大字徳宿2698番地の1先	水戸方面からの左折及び飯名方面からの右折を禁止	終日	大型貨物等

52	鹿島郡銚田町1238番地先	安房方面からの右折及び秋山方面からの左折を禁止	終 日	大型貨物等
----	---------------	-------------------------	-----	-------

別表第10 水戸警察署管内の表中17及び81の項を次のように改める。

17	国道 51号	水戸市酒門町2541番地先から同市東前町 655番地の1先まで (シンコール(株)水戸営業所から東前交差点まで)	4,400	終 日	車 両
81	削 除				

同表 石岡警察署管内の表中56の項を次のように改める。

56	町 道	東茨城郡小川町大字下吉影1708番地の1先から同町大字下吉影2422番地先まで (百里入口丁字路交差点から下吉影古新田公民館東側交差点まで)	3,000	終 日	車 両
----	-----	--	-------	-----	-----

同表中 56の項の次に次のように加える。

57	町 道	東茨城郡小川町大字下吉影2501番地先から同町大字下吉影1455番地先まで (鳥羽田勝明方西側から百里基地入口交差点まで)	600	終 日	車 両
58	町 道	東茨城郡小川町大字山野1654番地の8先から同町大字川戸1353番地先まで (百里旧正門前交差点から川戸交差点まで)	2,100	終 日	車 両

別表第11 竜ヶ崎警察署管内の表中9,33及び36の項を次のように改める。

9	県道 千葉竜ヶ崎線バイパス	竜ヶ崎市北方町66番地の1先から同市駒馬町 462番地の3先まで両側歩道 (利根町との境界から竜成橋陸橋南側まで)	3,700	相互通行	
33	県道 立崎羽根野線	竜ヶ崎市北方町69番地先から同市北方806番地の1先まで南側歩道 (竜ヶ崎市と利根町押戸の境界から北方中央交差点まで)	1,000	相互通行	
36	県道 土浦竜ヶ崎線バイパス	竜ヶ崎市駒柴町 748番地先から牛久市結束町 502番地の2先まで両側歩道 (駒柴東交差点から牛久自然観察の森第二駐車場出入口前まで)	6,300	相互通行	

同表中 46の項の次に次のように加える。

47	県道 立崎羽根野線	竜ヶ崎市北方町1538番地の1先から同市羽黒町 114番地先まで両側歩道 (北方中央交差点から中村喜久男方前まで)	1,400	相互通行
----	-----------	---	-------	------

別表第12 高速道路交通警察隊管内の表中167の項の次に次のように加える。

168	一般国道6号東水戸道路上り	水戸市大串町 914番地の1先から同市元石川町2745番地の5先まで (水戸大洗IC上り本線開始部から水戸南IC手前300m地点まで)	4,890	80	終日	自動車
169	一般国道6号東水戸道路上り	水戸市元石川町2745番地の5先から同市元石川町2734番地の4先まで (水戸南IC手前300m地点からオフランプ開始地点まで)	300	60	終日	自動車
170	一般国道6号東水戸道路下り	水戸市元石川町2736番地の1先から同市大串町 744番地の1先まで (水戸南IC下り本線開始部から水戸大洗IC手前300m地点まで)	4,780	80	終日	自動車
171	一般国道6号東水戸道路下り	水戸市大串町 744番地の1先から同市大串町3635番地先まで (水戸大洗IC手前300m地点からオフランプ開始地点まで)	300	60	終日	自動車
172	その他の東水戸道路インターチェンジランプウェイ	水戸市元石川町字千束2698番地先から同市元石川町字千束2736番地の1先まで (接続国道6号BPのオンランプ開始部から下り本線入口部まで)	472	40	終日	自動車
173	その他の東水戸道路インターチェンジランプウェイ	水戸市元石川町字千束2734番地の4先から同市元石川町字千束3355番地の17先まで (上り本線出口部からオフランプ終末部の接続国道6号BPまで)	763	40	終日	自動車
174	その他の東水戸道路インターチェンジランプウェイ	水戸市大串町3419番地先から同市大串町 914番地の1先まで (接続国道51号のオンランプ開始部から上り本線入口部まで)	837	40	終日	自動車

175	その他の東水戸道路インターチェンジランカエイ	水戸市大串町3635番地先から同市大串町3421番地先まで(下り本線出口部からオフランプ終末部の接続国道51号まで)	534	40	終日	自動車
-----	------------------------	--	-----	----	----	-----

同表 水戸警察署管内の表中446の項を次のように改める。

446	削 除
-----	-----

同表 鉾田警察署管内の表中117の項の次に次のように加える。

118	村 道	鹿島郡旭村大字田崎1103番地先から同村大字箕輪3046番地先まで(鬼沢留次郎方東側から栗原隆方北側まで)	1,800	40	終日	自動車
-----	-----	---	-------	----	----	-----

第15 鹿嶋警察署管内の表中5の項の次に次のように加える。

6	鹿嶋市大字宮中4120番地の1先(神宮駅北交差点)	道路表示で示された部分を通行すること
---	---------------------------	--------------------

別表第18 水戸警察署管内の表中212, 482, 483, 1263, 3018, 及び3642の項を次のように改める。

212	削 除
482	削 除
483	削 除
1263	削 除
3018	削 除
3642	削 除

同表中 4118の項の次に次のように加える。

4119	東茨城郡茨城町大字上雨ヶ谷 779番地の1先 (菅井道雄方北側)
4120	東茨城郡茨城町大字上雨ヶ谷 779番地の1先 (菅井道雄方西側)

4121	水戸市飯富町5408番地先 (安島幸子所有畑南側)
4122	水戸市飯富町5429番地先 (長谷川隆所有畑南側)
4123	東茨城郡大洗町港中央11番12号先
4124	東茨城郡大洗町港中央11番12号先
4125	水戸市田谷町字小原内前4479番地先 (横田信夫所有水田西側)
4126	水戸市田谷町1904番地の3先 (川島勝方東側)

同表 笠間警察署管内の表中689及び690の項を次のように改める。

689	削 除
690	削 除

同表中 1795の項の次に次のように加える。

1796	西茨城郡岩瀬町大字友部1628番地先 (飯田忠義方脇)
1797	笠間市笠間2290番地の4先 (向山窯東側)
1798	西茨城郡友部町大字旭町 578番地の2先 (旭崎新農村集落センター西側)
1799	西茨城郡友部町大字旭町 371番地の9先 (田中茂美路方東側)
1800	西茨城郡友部町大字長兎路1083番地の2先 (芳野工業脇)

同表 ひたちなか東警察署管内の表中297及び298の項を次のように改める。

297	削 除
298	削 除

同表 ひたちなか西警察署管内の表中538, 539, 2425, 2426, 2711及び2754の項を次のように改める。

538	削 除
539	削 除
2425	削 除
2426	削 除
2711	削 除
2754	削 除

同表中 2818の項の次に次のように加える。

2819	那珂郡東海村大字石神外宿1138番地先 (黒沢朝雄方前)
2820	那珂郡東海村大字石神外宿1477番地先 (黒沢武信方前)
2821	那珂郡東海村大字須和間1443番地の7先 (住谷勝男方前)
2822	那珂郡東海村大字船場 893番地先 (松本三郎方前)
2823	那珂郡東海村大字船場 876番地の3先 (石川実方前)
2824	那珂郡東海村大字船場 899番地の2先 (鹿志村純一方前)
2825	那珂郡東海村大字船場 865番地の2先 (鈴木七郎方前)
2826	那珂郡東海村大字船場 910番地の1先 (鈴木七郎方向い側)
2827	那珂郡東海村大字船場 822番地の1先 (資材置場前)
2828	ひたちなか市大字稲田1114番地の133先 (菅原誠一方前)

2829	ひたちなか市大字稲田1114番地の76先 (五位淵二三男方前)
2830	ひたちなか市大字武田 838番地の4先 (大谷塗装店向い側)
2831	ひたちなか市はしかべ1丁目18番地の1先 (カレーハウスクロンボ前)
2832	ひたちなか市東石川4991番地の14先 (森由樹雄夫方前)
2833	ひたちなか市大字枝川1574番地先 (鈴木三男方西角)
2834	ひたちなか市大字津田2014番地の23先 (毘野幸男方前)
2835	ひたちなか市大字津田2020番地の28先 (林勝雄方東側)
2836	ひたちなか市大字津田2020番地の39先 (岡田良治方南側)
2837	ひたちなか市大字津田2020番地の81先 (鈴石政邦方北側)
2838	ひたちなか市大字津田2020番地の53先 (伊勢山実方前)
2839	ひたちなか市大字津田2020番地の95先 (若宮美代志方前)
2840	ひたちなか市大字津田2020番地の66先 (平沢正平方前)
2841	ひたちなか市大字津田2020番地の114先 (小関哲方前)
2842	ひたちなか市大字津田2020番地の108先 (小泉鮮魚店前)
2843	ひたちなか市大字津田2013番地先 (紙谷隆幸方前)
2844	ひたちなか市大字津田2013番地先 (樫村三郎方前)
2845	ひたちなか市大字枝川2069番地の2先 (寺沼俊明方南東側)

2846	ひたちなか市大字枝川2069番地の2先 (寺沼俊明方南西側)
2847	那珂郡東海村大字村松 768番地先 (村立東海図書館南側)

同表 那珂警察署管内の表中34の項を次のように改める。

34	削 除
----	-----

同表 太田警察署管内の表中671の項の次に次のように加える。

672	久慈郡里美村大字大中2076番地の6先 (ぬくもりの湯入口交差点)
673	久慈郡里美村大字大中 304番地の1先 (白幡台団地入口交差点)
674	久慈郡里美村大字大中 982番地の1先 (保健センター入口交差点)
675	常陸太田市町屋町1217番地先 (河内小学校東側交差点)
676	常陸太田市町屋町1176番地先 (河内養蚕農協協交差点)
677	常陸太田市木崎二町1953番地先
678	久慈郡金砂郷町下岩手 893番地先 (久慈太平洋ゴルフクラブ入口交差点)
679	久慈郡金砂郷町大字高柿 335番地先 (農協金砂郷支所入口交差点)
680	久慈郡金砂郷町大字高柿 257番地の2先 (農村環境改善センター入口交差点)
681	久慈郡金砂郷町大字花房2404番地先 (小菌寝具店東側)
682	久慈郡金砂郷町大字大平 127番地先 (木村正一方東側)
683	久慈郡金砂郷町大字大里1520番地の1先 (大内畳店脇)
684	常陸太田市島町2531番地先 (宇野清朗方南側)

685	久慈郡水府村大字松平 195番地の 1 先 (物産センター南側)
686	常陸太田市上大門町 437番地先 (大金トンネル出口側)

同表 大子警察署管内の表中287の項の次に次のように加える。

288	久慈郡大子町大字大子 285番地先 (菊池秀行方前)
-----	----------------------------

同表 日立警察署管内の表中2705の項の次に次のように加える。

2706	日立市相賀町11番17号先 (熊谷徳吉方南側)
2707	日立市川尻町7丁目22番1号先 (佐伯雅彦方南側)
2708	日立市相賀町15番9号先 (相賀集会所北側)

同表 高萩警察署管内の表中1285の項の次に次のように加える。

1286	北茨城市中郷町粟野1321番地先 (小川勝義方農地北側)
1287	北茨城市中郷町粟野1430番地先 (篠原三男方農地南側)
1288	北茨城市関本町富士ヶ丘1096番地の15先 (テクノエレクトロニクス北側)

同表 鉾田警察署管内の表中1140の項の次に次のように加える。

1141	鹿島郡旭村大字箕輪2324番地の 1 先 (井川ギフト南交差点東側)
1142	鹿島郡旭村大字箕輪2324番地の 1 先 (井川ギフト南交差点西側)
1143	鹿島郡旭村大字箕輪3136番地の 4 先 (矢神神社西交差点東側)
1144	鹿島郡旭村大字箕輪3136番地の 4 先 (矢神神社西交差点西側)

同表 鹿嶋警察署管内の表中255, 256, 813, 814, 1094, 1095, 2774及び2775の項を次のように改める。

255	削 除
-----	-----

256	削 除
813	削 除
814	削 除
1094	削 除
1095	削 除
2774	削 除
2775	削 除

同表中 3334の項の次に次のように加える。

3335	鹿嶋市大字爪木 142番地の7先
3336	鹿嶋市大字爪木 330番地の1先
3337	鹿嶋市大字爪木 327番地の9先
3338	鹿嶋市大字須賀 252番地の1先
3339	鹿嶋市大字須賀 260番地の3先
3340	鹿嶋市大字田谷沼 274番地の1先
3341	鹿嶋市大字田谷沼 176番地の7先
3342	鹿島郡神栖町大字賀2100番地の147先 (飯岡操方東側)
3343	鹿島郡神栖町大字賀2100番地の103先 (飯岡操方北側)

同表 麻生警察署管内の表中1263, 1264及び1387の項を次のように改める。

1263	削 除
1264	削 除
1387	削 除

同表中 1412の項の次に次のように加える。

1413	行方郡北浦村大字南高岡 721番地の5先 (沼里次夫方南側)
1414	行方郡北浦村大字南高岡 625番地の66先 (池田静方北東側)
1415	行方郡北浦村大字小幡1416番地の 285先 (池田静方西側)
1416	行方郡北浦村大字南高岡 652番地の 154先 (柏原久隆方西側)
1417	行方郡北浦村大字小幡1392番地の1先 (加納豊次方東側)
1418	行方郡潮来町日の出1丁目17番地先 (県営アパート駐車場南側)
1419	行方郡潮来町日の出1丁目22番地先 (いたこボウル東側)
1420	行方郡潮来町日の出1丁目23番地先 (県営アパート南側)
1421	行方郡潮来町日の出2丁目5番地先 (いたこボウル西側)
1422	行方郡潮来町日の出2丁目4番地先 (行徳電子(株)東側)
1423	行方郡潮来町日の出2丁目10番地26先 (大高昇方北側)
1424	行方郡潮来町日の出2丁目11番地の5先 (英俊学院南側)
1425	行方郡潮来町日の出2丁目25番地の22先 (サンフレッシュいいずか南側)

1426	行方郡潮来町日の出7丁目1番地先 (永田歯科西側)
1427	行方郡潮来町日の出6丁目11番地先 (さくらアパート北側)
1428	行方郡潮来町日の出8丁目1番地の13先 (中根利治方西側)
1429	行方郡潮来町日の出8丁目13番地の2先 (飯島内科東側)
1430	行方郡潮来町日の出8丁目4番地先 (松本哲利方西側)
1431	行方郡潮来町日の出8丁目12番地の3先 (添田材木店東側)
1432	行方郡潮来町日の出8丁目5番地の9先 (中国料理美琳南側)
1433	行方郡潮来町日の出8丁目8番地先 (田中タイル東側)
1434	行方郡北浦村大字行戸 108番地の1先 (塙コーティング北側)

同表 竜ヶ崎警察署管内の表中2406, 2697, 2698, 2727及び2728の項を次のように改める。

2406	削 除
2697	削 除
2698	削 除
2727	削 除
2728	削 除

同表 江戸崎警察署管内の表中1171及び1215の項を次のように改める。

1171	削 除
1215	削 除

同表 土浦警察署管内の表中231及び896の項を次のように改める。

231	削 除
896	削 除

同表中 2382の項の次に次のように加える。

2383	土浦市富士崎 1 丁目11番24号先 (内藤金物店前駐車場北側)
2384	土浦市富士崎 1 丁目12番10号先 (久保田芳子方西側倉庫西側)
2385	新治郡新治村大字大畑 194番地の 2 先 (県道側コープ入口)
2386	新治郡新治村大字大畑 210番地の 5 先 (村道側コープ入口)
2387	新治郡新治村大字大畑 885番地の 2 先 (小松崎倉庫側)
2388	新治郡新治村大字大畑 868番地の 1 先 (福田果樹園側)
2389	新治郡新治村大字沢辺1517番地の 1 先
2390	新治郡新治村大字沢辺1541番地の 1 先
2391	新治郡新治村大字沢辺1538番地の 2 先
2392	新治郡新治村大字沢辺1530番地先
2393	新治郡新治村大字沢辺1501番地の 1 先
2394	新治郡出島村大字南根本84番地の 4 先 (殿岡国治方東側)
2395	土浦市蓮河原新町 2 番14号先 (メゾン蓮河原東側)
2396	土浦市蓮河原新町 3 番21号先 (車田四郎方東側)

2397	土浦市有明町2番31号先 (土浦駅東口土浦高架道入口タクシー乗り場出口側)
2398	土浦市有明町2番31号先 (土浦駅東口土浦高架道入口タクシー乗り場出口東側)
2399	土浦市下高津3丁目7番14号先 (荒方脇)
2400	土浦市下高津4丁目394番地の1先 (荒方反対側)
2401	土浦市下高津3丁目3665番地の5先 (谷自動車反対側)

同表 石岡警察署管内の表中1826及び1829の項を次のように改める。

1826	削 除
1829	削 除

同表中 2325の項の次に次のように加える。

2326	新治郡玉里村大字高崎1886番地先 (所橋脇)
------	-------------------------

同表 つくば中央警察署管内の表中3317の項の次に次のように加える。

3318	つくば市大字島名 213番地の1先 (冷岡正男方北側交差点)
3319	つくば市大字島名 420番地先 (大野忠男方南側交差点)
3320	つくば市大字島名 410番地の1先 (木村貞夫方北側交差点)
3321	つくば市大字島名 424番地の1先 (木村滉方南側交差点)
3322	つくば市大字小野崎1429番地先 (荒井富行方北側交差点)
3323	つくば市大字小野崎1009番地の1先 (松本広方南側交差点)
3324	つくば市大字東岡 473番地の1先 (川田泰幸方南側交差点)

3325	つくば市大字大角豆2012番地の30先 (酒寄電気商会北側交差点)
3326	つくば市大字大角豆1592番地の1先 (交差点東側)
3327	つくば市大字上河原崎91番地の1先 (交差点西側)
3328	つくば市大字上河原崎28番地の1先 (交差点東側)
3329	つくば市大字上郷8104番地の11先 (交差点北側)
3330	つくば市大字上郷8104番地の14先 (交差点南側)
3331	つくば市大字上郷8104番地の17先 (交差点北側)
3332	つくば市大字上郷8104番地の16先 (交差点南側)
3333	筑波郡伊奈町大字中平柳 884番地の2先 (岡堰橋北側)

同表 つくば北警察署管内の表中80及び664の項を次のように改める。

80	削 除
664	削 除

同表 真壁警察署管内の表中1112の項の次に次のように加える。

1113	真壁郡大和村大字阿部田 136番地の1先
1114	真壁郡大和村大字阿部田2302番地の2先

同表 古河警察署管内の表中1340の項を次のように改める。

1340	削 除
------	-----

同表 境警察署管内の表中1620, 1741及び1742の項を次のように改める。

1620	削 除
------	-----

1741	削 除
1742	削 除

同表中 2451の項の次に次のように加える。

2452	猿島郡三和町大字東山田5310番地の 410先 (高瀬恵則方脇)
2453	猿島郡三和町大字東山田5310番地の 200先 (高瀬恵則方反対側)
2454	猿島郡境町大字染谷 422番地の10先 (斉藤典男方脇)
2455	岩井市大字桐木 414番地の 1 先 (松井照夫所有地脇)
2456	岩井市大字長谷2176番地の 7 先 (小島力夫方脇)
2457	岩井市大字矢作2350番地先 (墓地脇)

同表 取手警察署管内の表中2368, 2371, 2532及び2533の項を次のように改める。

2368	削 除
2371	削 除
2532	削 除
2533	削 除

同表中 2819の項の次に次のように加える。

2820	取手市新町1丁目8番38号先 (新町第6ビル南側)
2821	取手市新町1丁目9番1号先 (ショッピングプラザ取手とうきゅう南側)
2822	北相馬郡守谷町大字守谷甲3588番地の 1 先 (相沢操方北側)

2823	北相馬郡藤代町大字山王 510番地先 (前橋北側交差点西側)
2824	北相馬郡藤代町大字山王1429番地の1先 (前橋北側交差点東側)
2825	北相馬郡藤代町大字山王 521番地の5先 (根本明方西側)
2826	北相馬郡藤代町大字山王 511番地の3先 (あすなろ薬局北側)
2827	北相馬郡利根町大字羽根野 880番地の39先 (渡辺一磨方北側)
2828	北相馬郡守谷町大字守谷甲2024番地の83先 (駐車場北側)
2829	北相馬郡守谷町大字守谷甲2024番地の39先 (大木勇雄方西側)
2830	北相馬郡守谷町大字守谷甲2024番地の58先 (守谷シティハウス東側)
2831	北相馬郡守谷町大字守谷甲2024番地の78先 (駐車場北側)
2832	北相馬郡守谷町大字守谷甲2050番地の 101先 (原交差点東側)
2833	北相馬郡守谷町大字守谷甲2050番地の56先 (小林勲方西側)
2834	北相馬郡守谷町大字守谷甲2050番地の28先 (大川徳男方東側)
2835	北相馬郡守谷町大字守谷甲2050番地の76先 (飯田留吉方西側)
2836	北相馬郡守谷町大字守谷甲2354番地の90先 (東田協志方東側)
2837	北相馬郡守谷町大字守谷甲2050番地の 116先 (空家西側)
2838	北相馬郡守谷町大字守谷甲2354番地の 133先 (アーバンヒルモリヤ東側)
2839	北相馬郡守谷町大字守谷甲2354番地の 147先 (西巻新平方西側)

2840	北相馬郡守谷町大字守谷甲2354番地の 160先 (箕輪正道方東側)
2841	北相馬郡守谷町大字守谷甲2354番地の 108先 (SKハイツ西側)
2842	北相馬郡守谷町大字守谷甲2354番地の 125先 (新井貫治方西側)
2843	北相馬郡藤代町大字浜田2151番地の 2 先 (県道谷田部藤代線との丁字路交差点)
2844	北相馬郡藤代町大字浜田2240番地先 (大夫落排水路脇、県道谷田部藤代線との交差点から一つ目の十字路交差点西側)
2845	北相馬郡藤代町大字浜田2297番地先 (大夫落排水路脇、県道谷田部藤代線との交差点から一つ目の十字路交差点東側)
2846	北相馬郡藤代町大字上萱場1880番地先 (伊奈町と藤代町との境界から一つ目の十字路交差点西側)
2847	北相馬郡藤代町大字新川1518番地先 (伊奈町と藤代町との境界から一つ目の十字路交差点東側)
2848	北相馬郡藤代町大字新川1459番地先 (伊奈町と藤代町との境界から二つ目の十字路交差点東側)
2849	北相馬郡藤代町大字上萱場1975番地先 (伊奈町と藤代町との境界から二つ目の十字路交差点西側)
2850	北相馬郡藤代町大字上萱場1863番地先 (大夫落排水路脇、県道谷田部藤代線との交差点から二つ目の十字路交差点東側)
2851	北相馬郡藤代町大字上萱場1664番地先 (大夫落排水路脇、県道谷田部藤代線との交差点から二つ目の十字路交差点西側)
2852	北相馬郡藤代町大字上萱場1994番地先 (大夫落排水路脇、県道谷田部藤代線との交差点から三つ目の十字路交差点東側)
2853	北相馬郡藤代町大字上萱場1960番地先 (大夫落排水路脇、県道谷田部藤代線との交差点から三つ目の十字路交差点西側)
2854	北相馬郡藤代町大字下萱場1416番地先 (大夫落排水路脇、県道谷田部藤代線との交差点から四つ目の十字路交差点西側)
2855	北相馬郡藤代町大字下萱場1516番地先 (大夫落排水路脇、県道谷田部藤代線との交差点から四つ目の十字路交差点東側)
2856	北相馬郡藤代町大字上萱場2016番地先 (伊奈町と藤代町との境界から三つ目の十字路交差点東側)

2857	北相馬郡藤代町大字上萱場2013番地先 (伊奈町と藤代町との境界から三つ目の十字路交差点西側)
2858	北相馬郡藤代町大字上萱場2052番地先 (伊奈町と藤代町との境界から四つ目の十字路交差点東側)
2859	北相馬郡藤代町大字下萱場1485番地先 (伊奈町と藤代町との境界から四つ目の十字路交差点西側)
2860	取手市大字寺田3209番地の3先 (空地西側)
2861	取手市本郷5丁目15番17号先 (岩床洋一郎方東側)
2862	取手市本郷5丁目5番13号先 (関鉄ニュータウン地区集会所東側)
2863	北相馬郡守谷町みずき野5丁目7番地1先 (守谷眼科皮膚科医院南側)
2864	北相馬郡守谷町みずき野5丁目5番地8先 (空地西側)
2865	北相馬郡守谷町みずき野1丁目7番地1先 (田中広光方東側)
2866	北相馬郡守谷町松前台3丁目1番地2先 (小森将明方西側)
2867	北相馬郡利根町大字布川3492番地19先 (田上純方西側)
2868	北相馬郡利根町大字布川3505番地先 (関口長方北側)
2869	北相馬郡利根町大字布川3504番地先 (田上哲三方南側)
2870	取手市東2丁目1番1号先 (丸山方東側)
2871	北相馬郡守谷町大字守谷甲1630番地の10先 (内田胃腸科外科病院南方交差点北側)
2872	北相馬郡藤代町大字宮和田1110番地の1先 (藤代駅南口暫定駅前広場北側)
2873	北相馬郡藤代町大字宮和田1146番地の14先 (藤代駅南口暫定駅前広場南側)

2874	北相馬郡藤代町大字宮和田1110番地の1先 (藤代駅南口暫定駅前広場東側)
------	--

別表第19 水戸警察署管内の表中7の項を次のように改める。

7	削 除
---	-----

別表第20 水戸警察署管内の表中67及び83の項を次のように改める。

67	国道51号	水戸市浜田町2丁目1番1号先から東茨城郡大洗町成田町3999番地先まで両側 (理容タカハシ西側から大洗町と旭村の境界まで)	15,000	終日	車両
83	削 除				

同表 鉾田警察署管内の表中63の項の次に次のように加える。

64	村 道	鹿島郡旭村大字田崎1103番地先から同村大字箕輪3046番地先まで両側 (鬼沢留次郎方東側から栗原隆方北側まで)	1,800	終日	車両
----	-----	--	-------	----	----

別表第31 高速道路交通警察隊管内の表中19の項の次に次のように加える。

20	一般国道 6号 東水戸道路上り	水戸市大串町914番地の1先から同市元石川町2734番地の4先まで(水戸大洗IC上り本線開始部から水戸南ICオフランプ開始地点まで)	5,190	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯を「第一車両通行帯」とし、道路の左側端から数えて2番目の車両通行帯を「第二車両通行帯」とする。	終日
21	一般国道 6号 東水戸道路下り	水戸市元石川町2736番地の1先から同市大串町3635番地先まで(水戸南IC下り本線開始部から水戸大洗ICオフランプ開始地点まで)	5,080	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯を「第一車両通行帯」とし、道路の左側端から数えて2番目の車両通行帯を「第二車両通行帯」とする。	終日

茨城県公安委員会告示第 6 号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により、緊急自動車の指定及び指定取消しを行なったので公示する。

平成 9 年 3 月 10 日

茨城県公安委員会委員長 根 本 正 一

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3 3 3 0	水戸59 ひ 1733	スバル8年式	警察責務遂行用	茨城県警察本部
3 3 3 1	水戸 や・553	ホンダ8年式	〃	〃
3 3 3 2	水戸 や・554	〃 〃	〃	〃
3 3 3 3	水戸 や・555	〃 〃	〃	〃
3 3 3 4	水戸 や・556	〃 〃	〃	〃
3 3 3 5	水戸 や・557	〃 〃	〃	〃
3 3 3 6	水戸 や・558	〃 〃	〃	〃
3 3 3 7	水戸 や・559	〃 〃	〃	〃
3 3 3 8	水戸 や・560	〃 〃	〃	〃
3 3 3 9	水戸 や・561	〃 〃	〃	〃
3 3 4 0	水戸88 せ 5810	マツダ8年式	公益応急作業用(鉄道)	JR東日本(高萩)

2 緊急自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者名称	告 示 年 月 日	告 示 番 号	取消理由
2 7 6 0	水戸88 せ 4427	ニッサン5年式	公益応急作業用 (鉄道)	東日本旅客鉄道株	5.7.22	13	廃車の為

~~~~~  
( 選 挙 管 理 委 員 会 )

## 茨城県選挙管理委員会告示第 6 号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項第2号の規定により施設の長が不在者投票管理者となることのできる施設を次のとおり指定した。

平成 9 年 3 月 10 日

茨城県選挙管理委員会委員長 二 井 矢 敏 朗



## 1 施設の名称等

| 区 分    | 名 称                   | 所 在 地           |
|--------|-----------------------|-----------------|
| 老人ホーム  | 有料老人ホーム ロイヤルハウス 石岡新館  | 石岡市石岡13920      |
| 老人保健施設 | 医療法人社団克仁会 老人保健施設 みなと苑 | ひたちなか市幸町16-1    |
| 老人ホーム  | 特別養護老人ホーム みどりの里       | 猿島郡三和町東山田4796-2 |

## 2 指定年月日 平成 9 年 2 月 20 日

## 茨城県選挙管理委員会告示第 7 号

平成 9 年茨城県選挙管理委員会第 3 回定例会を次のとおり招集する。

平成 9 年 3 月 10 日

茨城県選挙管理委員会委員長 二井矢 敏 朗

## 1 日 時 平成 9 年 3 月 17 日 (月)

午前 10 時 30 分から

## 2 場 所 茨城県水戸市三の丸 1-7-41

茨城県職員会館特別会議室

## 3 議 題

- (1) 平成 8 年 11 月 17 日執行のつくば市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立ての審理及び裁決について
- (2) 第 4 回定例会の日程について
- (3) 市町村選挙の結果について
- (4) 政治団体の設立届出等の状況について
- (5) その他

(大規模小売店舗審議会)

## 茨城県大規模小売店舗審議会告示第 9 号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和 49 年通商産業省令第 17 号)第 9 条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にとっては、その事業の種類 (3) 略歴(法人及び団体にとっては、事業の沿革) (4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から 2 週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業流通課内)に到着するように提出して下さい。

平成 9 年 3 月 10 日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

## 第 1

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 カメラのきむら(カメラのきむら下館店)
- 2 届出者の住所 東京都中央区日本橋室町 4 丁目 2 番 10 号
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 下館ロックプラザ  
茨城県下館市玉戸字山ヶ島 1012-3 外
- 4 開 店 日 平成 9 年 8 月 1 日

- |   |               |         |
|---|---------------|---------|
| 5 | 店 舗 面 積       | 1,488㎡  |
| 6 | 閉 店 時 刻       | 午前 0 時  |
| 7 | 休 業 日 数       | 年間 0 日  |
| 8 | 主として販売する物品の種類 | 映像関連商品外 |

## 第 2

- |   |                    |                                             |
|---|--------------------|---------------------------------------------|
| 1 | 届出者の氏名又は名称         | 株式会社 オートサービス・アンゼン                           |
| 2 | 届出者の住所             | 茨城県水戸市千波町1905番地                             |
| 3 | 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | 下館ロックプラザ(オートボックス下館店)<br>茨城県下館市玉戸字山ヶ島1012-3外 |

- |   |       |                |
|---|-------|----------------|
| 4 | 開 店 日 | 平成 9 年 8 月 1 日 |
|---|-------|----------------|

- |   |               |         |
|---|---------------|---------|
| 5 | 店 舗 面 積       | 989㎡    |
| 6 | 閉 店 時 刻       | 午後 10 時 |
| 7 | 休 業 日 数       | 年間 22 日 |
| 8 | 主として販売する物品の種類 | カー用品 外  |

## 第 3

- |   |                    |                                          |
|---|--------------------|------------------------------------------|
| 1 | 届出者の氏名又は名称         | 株式会社 ファーストリテイリング                         |
| 2 | 届出者の住所             | 山口県宇部市大字善和143番地67                        |
| 3 | 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | 下館ロックプラザ(ユニクロ下館店)<br>茨城県下館市玉戸字山ヶ島1012-3外 |

- |   |       |                |
|---|-------|----------------|
| 4 | 開 店 日 | 平成 9 年 8 月 1 日 |
|---|-------|----------------|

- |   |               |        |
|---|---------------|--------|
| 5 | 店 舗 面 積       | 491㎡   |
| 6 | 閉 店 時 刻       | 午後 8 時 |
| 7 | 休 業 日 数       | 年間 5 日 |
| 8 | 主として販売する物品の種類 | 衣料品 外  |

## 茨城県大規模小売店舗審議会告示第10号

## 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所 (2)事業者にとっては、その事業の種類 (3)略歴(法人及び団体にとっては、事業の沿革) (4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業流通課内)に到着するように提出して下さい。

平成 9 年 3 月 10 日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- |   |                    |                                 |
|---|--------------------|---------------------------------|
| 1 | 届出者の氏名又は名称         | 株式会社 主婦の店マルカワ                   |
| 2 | 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | ビックエム米澤店<br>茨城県水戸市米澤町字下組1番-1・2番 |
| 3 | 閉 店 時 刻            | 午後 9 時                          |
| 4 | 休 業 日 数            | 年間 20 日                         |

## 茨城県大規模小売店舗審議会告示第11号

## 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にあつては、その事業の種類 (3) 略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業流通課内）に到着するように提出して下さい。

平成 9 年 3 月 10 日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

## 第 1

- |                      |                                           |
|----------------------|-------------------------------------------|
| 1 届出者の氏名又は名称         | 株式会社ハイマート                                 |
| 2 届出者の住所             | 茨城県下館市下中山381番地 1                          |
| 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | ハイマート美野里店<br>茨城県東茨城郡美野里町大字羽鳥字花館2908番地 1 外 |
| 4 開店日                | 平成 9 年 7 月 20 日                           |
| 5 店舗面積               | 1,469㎡                                    |
| 6 主として販売する物品の種類      | 生鮮食品 日用雑貨 等                               |

## 第 2

- |                      |                                           |
|----------------------|-------------------------------------------|
| 1 届出者の氏名又は名称         | 株式会社十字堂                                   |
| 2 届出者の住所             | 茨城県猿島郡境町長井戸218番地                          |
| 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | ハイマート美野里店<br>茨城県東茨城郡美野里町大字羽鳥字花館2908番地 1 外 |
| 4 開店日                | 平成 9 年 7 月 20 日                           |
| 5 店舗面積               | 840㎡                                      |
| 6 主として販売する物品の種類      | 医薬品 化粧品 等                                 |

## 第 3

- |                      |                                           |
|----------------------|-------------------------------------------|
| 1 届出者の氏名又は名称         | 株式会社 カメラのきむら                              |
| 2 届出者の住所             | 東京都中央区日本橋室町 4 - 2 - 10                    |
| 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | ハイマート美野里店<br>茨城県東茨城郡美野里町大字羽鳥字花館2908番地 1 外 |
| 4 開店日                | 平成 9 年 7 月 20 日                           |
| 5 店舗面積               | 28㎡                                       |
| 6 主として販売する物品の種類      | カメラ及び同資材                                  |

## 第 4

- |                      |                                         |
|----------------------|-----------------------------------------|
| 1 届出者の氏名又は名称         | 株式会社 ハイマート保険事務所                         |
| 2 届出者の住所             | 茨城県下館市下中山381番地 1                        |
| 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | ハイマート美野里店<br>茨城県東茨城郡美野里町大字羽鳥字花館2908番地 1 |
| 4 開店日                | 平成 9 年 7 月 20 日                         |
| 5 店舗面積               | 66㎡                                     |

- 6 主として販売する物品の種類 パン類
- 第5
- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 ノーブル
- 2 届出者の住所 茨城県水戸市見川町2131番地984
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 ハイマート美野里店  
茨城県東茨城郡美野里町大字羽鳥字花館2908番地 1
- 4 開 店 日 平成 9 年 7 月 20 日
- 5 店 舗 面 積 30㎡
- 6 主として販売する物品の種類 クリーニング
- 第6
- 1 届出者の氏名又は名称 有限会社 飯河生花店
- 2 届出者の住所 茨城県行方郡麻生町麻生1140番地 5
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 ハイマート美野里店  
茨城県東茨城郡美野里町大字羽鳥字花館2908番地 1
- 4 開 店 日 平成 9 年 7 月 20 日
- 5 店 舗 面 積 30㎡
- 6 主として販売する物品の種類 生花 等

茨城県大規模小売店舗審議会告示第12号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にあつては、その事業の種類 (3) 略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業流通課内）に到着するように提出して下さい。

平成 9 年 3 月 10 日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

第1

- 1 届出者の氏名又は名称 カトーデンキ販売 株式会社
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 川井ビル  
茨城県新治郡千代田町稲吉 2 丁目2613番158 外
- 3 閉 店 時 刻 午後 9 時
- 4 休 業 日 数 年間12日

第2

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社千葉薬品
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 川井ビル  
茨城県新治郡千代田町稲吉 2 丁目2613番158 外
- 3 閉 店 時 刻 午後 9 時
- 4 休 業 日 数 年間12日

## 茨城県大規模小売店舗審議会告示第13号

## 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にあつては、その事業の種類 (3) 略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業流通課内）に到着するように提出して下さい。

平成9年3月10日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- |                      |                                                 |
|----------------------|-------------------------------------------------|
| 1 届出者の氏名又は名称         | カトーデンキ販売株式会社                                    |
| 2 届出者の住所             | 茨城県水戸市柳町1丁目13番20号                               |
| 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | カトーデンキひたちなかパワフル館<br>茨城県ひたちなか市西古内土地区画整理事業内32街区の1 |
| 4 開店日                | 平成9年11月13日                                      |
| 5 店舗面積               | 2,998㎡                                          |
| 6 主として販売する物品の種類      | OA商品 家電商品 等                                     |

## 茨城県大規模小売店舗審議会告示第14号

## 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にあつては、その事業の種類 (3) 略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業流通課内）に到着するように提出して下さい。

平成9年3月10日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- |                      |                                      |
|----------------------|--------------------------------------|
| 1 届出者の氏名又は名称         | 石丸電気株式会社                             |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | 荒井ビル（石丸電気 つくば店）<br>茨城県つくば市東新井31-11 外 |
| 3 現在の店舗面積            | 1,723㎡                               |
| 4 増加しようとする店舗面積       | 1,199㎡                               |
| 5 店舗面積を増加する日         | 平成9年7月7日                             |

---

**公 告**

---

## ◎茨城県郷土工芸品の指定

茨城県郷土工芸品指定要領に基づき、茨城県郷土工芸品を平成9年3月3日に次のとおり指定したので公表する。

平成9年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

| (工芸品の名称) | (製造市町村名)   |
|----------|------------|
| 石岡府中杉細工  | 石岡市        |
| カガミクリスタル | 龍ヶ崎市       |
| 淡 水 真 珠  | 牛久市・東町・桜川村 |
| あ や め 笠  | 潮来町        |

### ◎茨城県郷土工芸品指定事項の変更

茨城県郷土工芸品指定要領に基づき、茨城県郷土工芸品の指定事項を平成 9 年 3 月 3 日に次のとおり変更したので公表する。

平成 9 年 3 月 10 日

| (工芸品の名称)  | (製造代表者の変更) |
|-----------|------------|
| べ っ 甲 細 工 | 刈 部 勇      |
| つ く ば ね 焼 | 梅 田 八主守    |
| 線 香       | 藤 田 操      |
| 栗 野 春 慶 塗 | 稲 川 義 一    |
| 張 子 の 達 磨 | 飯 田 隆 司    |

### ◎茨城県郷土工芸品指定の解除

茨城県郷土工芸品指定要領に基づき、茨城県郷土工芸品の指定を平成 9 年 3 月 3 日に次のとおり解除したので公表する。

平成 9 年 3 月 10 日

| (解除工芸品の名称) | (市町村名) |
|------------|--------|
| 頭 人 形      | 那珂町    |

### ◎都市計画案の縦覧

高萩都市計画及び日立都市計画下水道を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 9 年 3 月 10 日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 都市計画を変更する土地の区域

〈排水区域〉

(追加する部分)

日立市東滑川町 5 丁目の一部

〃 田尻町 2 丁目の一部

〃 かみあい町 1 丁目, 2 丁目, 3 丁目の各一部

〃 小木津町 1 丁目, 字東連津, 字松木下, 字久保前の各一部

日上市折笠町字仮宿前, 字仮宿, 字北向, 字花貫, 字大房地, 字井戸畑の各全部

字前柴, 字富士山, 字浜, 字浜田, 字舟橋, 字五反田, 字上ノ内, 字八幡平, 字下新旗, 字経ノ内,  
字上新旗, 字高野内, 字七長田の各一部

〃 川尻町字向山の全部

字舟橋の一部

## 2 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 日上市役所都市計画部都市計画課

## 3 縦覧期間

平成 9 年 3 月 10 日から平成 9 年 3 月 24 日まで

### ●都市計画案の縦覧

日立都市計画道路を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 9 年 3 月 10 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画を変更する土地の区域

3・4・14号 川尻友部線

変更する部分

日上市川尻町字瀬ノ下及び字観音前の各一部

## 2 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 日上市役所都市計画部都市計画課

## 3 縦覧期間

平成 9 年 3 月 10 日から平成 9 年 3 月 24 日まで

### ●都市計画案の縦覧

土浦・阿見都市計画工業団地造成事業を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 9 年 3 月 10 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

工業団地造成事業（阿見東部工業団地造成事業）

## 2 都市計画を変更する土地の区域

阿見町大字上条字トフガミネ, 字遠江原, 字トウガミネ, 字木し合及び字両新田の各全部

〃 大字上条字大林, 字吉内, 字稲荷峰, 字遠江, 字遠江向, 字大木戸, 字星合及び字整理下の各一部

阿見町大字飯倉字大日, 字後田, 字年田及び字入谷津の各全部

〃 大字飯倉字長作, 字辻ノ内, 字明神, 字後原, 字大木戸, 字金堀及び字中ノ台の各一部

### 3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 阿見町役場都市開発部都市計画課

### 4 縦覧期間

平成9年3月10日から平成9年3月24日まで

## 正 誤

昭和46年4月22日付け茨城県報第5906号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行  | 誤                    | 正                                     |
|-----|----|----------------------|---------------------------------------|
| 9   | 13 | 92-4                 | 92-1, -4                              |
| 9   | 15 | -19, -86, -100, -108 | -19, -86, -100, -108<br>土浦市大字小山崎柏谷1-1 |

平成9年1月16日付け茨城県報第821号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤           | 正            |
|-----|-------|-------------|--------------|
| 1   | 下から14 | 平成8年11月2日付け | 平成8年11月21日付け |

平成9年2月17日付け茨城県報第830号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行 | 誤       | 正          |
|-----|---|---------|------------|
| 1   | 7 | 事業計画の認可 | 事業計画の変更の認可 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行 (金 3,000円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8111 (代)